

令和 8 年度都市木造化関連概算要求の状況等について

地域活性化事業債（地域木材を利用した施設の整備）

- <対象事業> 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備
 ※国庫補助事業・地方単独事業のいずれも対象
- <充 当 率> 事業費の 90%
- <交付税措置> 元利償還金の 30% を後年度基準財政需要額に算入

令和 7 年度地方債同意等基準運用要綱（令和 7 年 4 月 1 日 総務副大臣通知）（抜粋）

1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業（中略））を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

（1）地域経済循環の創造

自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

（イ）原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

（財政措置イメージ）



元利償還金に対する交付税措置率：30% = 地方負担額の27%を交付税措置